

法務講座 (37)

NPO法人の仕組み

寺本法律会計事務所
弁護士 飯塚 美葉

今回は、NPO法人のしくみについて基本的なことをご説明します。

NPO法人は、我が国の法律上は「特定非営利活動法人」と言い、NPO法人に関する規定は、「特定非営利活動法人法」に規定されています。

NPOとは、Non Profit Organization の頭文字で、非営利活動組織、という意味です。

平成10年の同法成立後、実情に合わせて法律も改正を重ねてきました。最新の改正は、本年5月1日から施行されています。

最近では、多くの方がいろいろなNPO法人を設立したり参加したりして、公的活動を行っています。企業経営者の方も、ご自身の事業のうちの非営利部門について、NPO法人を活用されている方もいらっしゃいます。

NPO法人の活動は、法律により、以下の17の分野に該当するものと決められています。また、不特定多数の人の利益のための活動でなければなりません。

しかし、ごらんのとおりかなり広い分野にわたっていますので、いろいろなアイデアで活動することができます。

なお、宗教活動や政治活動のためにNPO法人を設立することはできません。

- 1 保健、医療又は福祉の増進
- 2 社会教育の推進
- 3 まちづくりの推進
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興
- 5 環境保全
- 6 災害救援
- 7 地域安全
- 8 人権の擁護又は平和の促進

9 国際協力

10 男女共同参画社会の形成促進

11 子どもの健全育成

12 情報化社会の発展

13 科学技術の振興

14 経済活動の活性化

15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

16 消費者の保護

17 これらの活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

NPO法人は、公益を目的としているため、事務所所在地の都道府県庁（複数の都道府県にまたがって活動する場合は内閣府）の監督を受けることになります。具体的には、設立時には、定款等必要な事項を定めて、各都道府県庁の認証を得る必要があります。その後も、予算や決算、活動内容、役員の変動について、毎年報告する義務があります。また、NPO法人に関する定款、決算書、事業報告などの書類は、都道府県庁において一般にも公開されます。定款変更などの大きな変更の場合には、変更部分についてあらたに認証をとる必要があります。

NPO法人と会社の一番大きな違いは、利益配当がないということです。

会社の場合は、社員や株主が会社の財産を出資し、儲かった場合にはこれらの人たち、つまりオーナーに対して、利益配当を行うことが原則となっています。

これに対して、NPO法人には、出資や利益配当という考え方ありません。

NPOの構成員は、出資ではなく、外部からの寄付や、社員(正会員)からの会費を集めたもので成り立っており、NPOが解散するときには、残った財産は、定款の規定により、他のNPO法人等に寄付するか、引取先がない場合には国又は地方公共団体に寄付することとなります。

NPO法人は、非営利活動を行うためのものですが、非営利活動とともに、収益事業を行うこともできます。例えば、環境問題についての啓発活動をするとともに、関連する物品の販売をする場合、その販売事業については収益活動となるでしょう。なお、その場合の収益は、当然ながら、社員に配当するのではなく、本来の非営利活動のために使わなければなりません。

また、これらの収益事業には、原則として、通常の法人と同様に税金がかかります。ただし、当該NPO法人が、「認定NPO法人」となった場合には、これらのNPO法人に寄付を行った個人や企業などの法人は、その所得から一定の寄付控除を受けることができます。「認定NPO法人」となるための主な要件としては、寄付の割合が高く、一般から広く寄付を受けていること(パブリックサポート)、活動や組織運営、情報公開が適正になされていることなどです。

NPO法人であっても、役員に報酬を支払ったり、従業員を雇って給料を支払ったりすることはできません。

なお、NPO法人の役員は、最低理事が3名以上、監事が1名以上となっています。

また、報酬を受け取ることができる役員の数、全体の役員の3分の1までです。

さらに、3親等内の親族関係にある人が2人以上同じ法人の役員になることはできません。

NPO法人については、公益目的であることから、社員の資格について不当な制限を設けてはならず、定款等で定めた一定の条件を満たし、参加したい人は、誰でも参加できるようにしなければなりません。また、社員の人数は10名以上でなければなりません。

全農幹部と会員理事との意見交換会が行われました

10月30日、協会会員理事と全農幹部との「全農 元気な産地づくりミーティング」が東京、大手町のJAビルにて開催されました。全農からは代表理事理事長の関水賢司氏、米本博一常務理事、当協会の理事も務めて頂いている菊池健久常務理事などが出席、全農が打ち出した改革プランについて会員理事との意見交換を行いました。



会員理事からは、「物流コストを下げるというが、それ以上のスピードで米価が下がっている」「色々なプランを打ち出すのではなく、一点をしっかりと実現させていくべき」「生産者ではなく、経営者を育てるという視点を持って欲しい」などの意見が出されました。

今後もこうした意見交換を東京だけでなく、地方開催も企画していこうという話で一致しました。

第3回実践企業的経営体養成研修会「開催のご案内(速報)」

第3回の研修会は福岡にて開催いたします。詳細は追ってご案内いたします。

1. 日時:平成18年11月28日(火)~29日(水)

2. 場所:東京第一ホテル福岡 2階 西 Stud b L

3. 研修内容(カリキュラム):

顧客満足の基本と実践」舟橋 孝之氏 (株)インソース

契約栽培の取組み」 関師 賢児氏 (有)関師農園

「グループディスカッション」

若手「後継者のリーダーシップ」

山崎 治郎氏 (有)ブレインアンドスタッフ

アグリビジネス経営塾 第315号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。

社団法人日本農業法人協会

(HP <http://www.hojn.or.jp/>)

TEL:03-5156-0365/ FAX:03-5156-0366

MAIL: juku@hojn.or.jp

©(社)日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。